

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年11月6日

山形市監査委員 玉田芳和
同 伊藤明彦
同 浅野弥史

記

1 定例監査及び行政監査

- (1) 監査の対象部課等 福祉推進部 長寿支援課、障がい福祉課
- (2) 監査の期間 令和6年9月17日から令和6年11月5日まで
- (3) 監査の範囲
- ア 定例監査 令和5年度の事務事業の執行状況
- イ 行政監査 令和5年度の各種団体等の経理事務
- (4) 監査の結果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果
福祉推進部 長寿支援課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金の交付事務において、交付決定日より前に支出された経費を補助対象経費に含めて補助金の額が確定されているものがあった。 2 大曾根さわやか荘の指定管理業務の危機管理体制において、管理運営業務仕様書に記載された避難訓練や初期消火訓練が実施されていないにもかかわらず、事業報告書が承認されていた。 3 特別養護老人ホームながまち荘敷地の普通財産貸付事務において、貸付料の算出根拠となる書類が添付されていなかった。
福祉推進部 障がい福祉課	指摘する事項はなかった。

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
福祉推進部 長寿支援課	該当する監査項目はなかった。
福祉推進部 障がい福祉課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 独立行政法人国立病院機構山形病院重症心身障がい児施設協力会の經理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 会則に定められた会計年度の末日を過ぎた支出を、前年度分として帰属させ処理しているもの</p> <p>(2) 収支決算報告について、支出額に記載誤りがあるもの</p>

(5) 準 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
株式会社夢の公園	こども未来部 こども未来課	<p>山形市指定管理者光熱費高騰対策等緊急支援補助金</p> <p>268,615円</p> <p>南部児童遊戯施設及び南部児童遊戯施設子育て支援センター指定管理料</p> <p>85,360,000円</p>

(2) 監 査 の 期 間 令和6年9月5日から令和6年10月25日まで

(3) 監 査 の 範 囲

令和5年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監 査 の 結 果

団体及び所管部課等名	監査の結果
株式会社夢の公園	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切</p>

こども未来部 こども未来課	<p>な措置を講じられたい。</p> <p>1 南部児童遊戯施設の体育館使用料徴収事務について、指定管理者に対し、徴収等事務委託に係る身分を示す証明書を交付していなかった。（こども未来課）</p> <p>2 南部児童遊戯施設及び南部児童遊戯施設子育て支援センターの指定管理業務において、寄附で受け入れた物品が備品として登録されていないものがあった。（こども未来課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトフォーミングCセット <p>3 南部児童遊戯施設及び南部児童遊戯施設子育て支援センターの指定管理に係るモニタリングにおいて、事業報告書（年次報告書）について、承認手続きがされていなかった。（こども未来課）</p>
------------------	--

(5) 準 抱 基 準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。